

いじめを受けた児童生徒及び不登校児・童生徒の学びの保障に関する
制度整備と基本方針の改訂を求める請願

1 請願趣旨

私たちは、いじめや不登校によって苦しむ子どもたちの学びの権利を守るため、以下の制度整備と基本方針の明文化を求めます。

【請願項目】

- ① 「不登校児童・生徒への支援の在り方について」（元文科初第698号）を参照し、不登校や学力の遅れ等を生じた児童・生徒に対し、ICTの活用等を含む柔軟な学習支援を制度化すること。
- ② 平成28年法律第105号「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第13条を参照し、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別の学習支援体制を整備し、必要に応じて計画的に支援内容を設計・実施できる仕組みを構築し、支援記録の文書化により継続性を担保すること。
- ③ 「不登校児童・生徒への支援の在り方について」（元文科初第698号）1.不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方を参照し、児童・生徒の状況に応じて心理的安全性が確保できない状態が継続している場合には、緊急避難としての欠席を弾力的に認めることができる旨を、市内で統一的な運用基準として明記すること。
- ④ 別添「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）基本理念第3条に則り、直方市いじめ防止基本方針に、いじめを受けた児童・生徒や、不登校児童・生徒への学習支援に関する文言を明記すること。

2 請願事項

令和6年度に改正された「学校教育法施行規則」において、不登校児童・生徒が欠席中に行っていた学習についても、その成果を適切に評価することが明確に示されました。

直方市においても、この改正の趣旨を正確に反映し、不登校児童・生徒の「学びの権利」が確実に守られるよう、適切な環境整備を求めます。

また、直方市の「いじめ防止基本方針」および「いじめ防止等対策推進条例」は、いじめへの対応体制を整備し、加害行為を行った児童・生徒への立ち直り支援にも触れています。一方で、いじめを受けた児童・生徒の「学びの保障」についての明確な言及や支援体制については限定的であり、制度上の課題となっています。

いじめや、心身の不調などにより学校に行きたくても行けない子どもたちが、安心して学びを継続できる環境の整備は喫緊の課題であり、教育的公平性の観点からも不可欠です。

よって、直方市においても不登校児童・生徒の学びの継続を制度的に支援する体制を整え、その旨を基本方針および条例に明記することを強く要望します。

令和7年11月21日

直方市議会議長 田代 文也 様

請願者住所

請願者氏名